

第3回

(令和4年3月10日)

議 事 録

錦町農業委員会

錦町農業委員会総会会議録

1 開催日時 令和4年3月10日（木）午前9時30分から午前10時30分

2 開催場所 錦町役場 3階会議室

3 出席委員 9名

1番委員 田口英一郎・2番委員 谷口 一也

4番委員 元村 彰浩・5番委員 今村 忠臣・6番委員 西嶋 健一

7番委員 尾方安枝子・8番委員 福本 王雅・9番委員 栗原 和親

10番委員 深水 勇治

4 欠席委員 3番委員 尾方 学

5 議事日程

1) 会期の決定

2) 議事録署名委員の指名

3) 議第9号案 農地法第3条の規定による許可申請について

議第10号案 農地法第5条の規定による許可申請について

議第11号案 農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用集積計画について

議第12号案 非農地証明願いに対する認定について

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約について

報告第4号 農地形状変更届について

協 議 「錦町農作業労働賃金協定」について

協 議 農地中間管理機構の特例事業による農用地の売買の申出について

6 事務局職員

事務局長 山園琢磨、農地係 園林沙恵

7 会議の概要

議 長 議事日程1の会期の決定については、本日1日としてよろしいでしょうか。全委員、異議なしということで本日1日と決定します。議事日程2の議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいてよろしいでしょうか。それでは、1番・7番委員をお願いします。

議 長 諸事報告がありましたらお願いします。

議 長 議第9号案農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 議第9号案農地法第3条の規定による許可申請について（朗読）

議 長 調査番号1番について9番委員から調査報告をお願いします。

9 番 （調査番号1）申請人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は、相手方の要望です。譲受人の経営内容について報告します。家族2人（稼働力2人）

です。経営面積、131a、田 98a は全部自己管理、畑 33a、野菜 10a です。3 条調査項目により報告します。1 番（耕作面積）：問題なし。2 番（通作距離）：600m。3 番（小作地）：問題なし。4 番（貸付地）：問題なし。5 番（取得価格）：10 アール当たり 22 万円です。6 番（耕作放棄地）：問題なし。7 番（農機具の利用計画）：トラクター、薬剤防除機、運搬機、軽トラック、ミスト機を所有。8 番（取得農地の利用計画）：水稲です。9 番（周辺地域との関係）：共同作業については、地域活動とともに協力しますとのこと。以上の調査内容により、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議 長 調査番号 2 番について 6 番委員から調査報告をお願いします。

6 番 （調査番号 2）申請人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は、相手方の要望です。譲受人の経営内容について報告します。家族 6 人（稼働力 2 人）です。経営面積は 212a、田 207a、畑 5a です。3 条調査項目により報告します。1 番（耕作面積）：問題なし。2 番（通作距離）：1 k m。3 番（小作地）：問題なし。4 番（貸付地）：問題なし。5 番（取得価格）：10a あたり 50 万円です。6 番（耕作放棄地）：問題なし。7 番（農機具の利用計画）：トラクター、コンバイン、田植機は地区の共同利用です。8 番（取得農地の利用計画）：水稲です。9 番（周辺地域との関係）：共同作業については、地域活動とともに協力しますとのこと。以上の調査内容により、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議 長 それでは、質問のある方は挙手の上お願いします。

議 長 質問もないようですので、採決に移ります。調査番号 1 番について、申請どおり許可することについて意義のない方の挙手を求めます。

（全委員：挙手）

議 長 調査番号 2 番について申請どおり許可することについて意義のない方の挙手を求めます。

（全委員：挙手）

以上により、全員賛成ですので申請どおり許可するものとします。

議 長 議第 10 号農地法第 5 条の規定による許可申請についてを議題とします。
事務局より説明をお願いします。

事務局 議第 10 号案農地法第 5 条の規定による許可申請について（朗読）

議 長 調査番号 1 番について 7 番委員から調査報告をお願いします。

7 番 （調査番号 1）申請人の住所・氏名と申請物件は記載のとおりです。申請理由は資材置場です。5 条調査項目により報告します。1 番（農地区分）：2 種農地です。2 番（着工時期）：許可日からです。3 番（資金調達）：自己資金です。4 番（転用面積）：問題なし。5 番（周囲の承諾）：問題なし。6 番（公衆衛生）給水は必要なく、雑排水は発生しません。雨水は、U 字溝を設置し水路に排水します。7 番（防除措

置)土砂の流出、崩壊は平坦な土地のためないと考えます。8番(日照通風)隣接地には被害発生はなく問題なし。9番(小作地か)問題なし。10番(農振法):農用地区域外です。取得価格は、4800万円です。以上、報告終わります。

議長 調査番号2番について4番委員から調査報告をお願いします。

4番 (調査番号2)申請人の住所・氏名と申請物件は記載のとおりです。申請理由は、買い手、借り手が見つからず太陽光施設です。5条調査項目により報告します。1番(農地区分):2種農地です。2番(着工時期):許可が下り次第です。3番(資金調達):自己資金です。4番(転用面積):問題なし。5番(周囲の承諾):隣接地は親戚の住宅裏になり問題なし。6番(公衆衛生)雨水は、自然浸透排水です。7番(防除措置)問題なし。8番(日照通風)問題なし。9番(小作地か)問題なし。10番(農振法):農用地区域外です。取得価格は、21年間の賃借で90万円です。以上、報告終わります。

議長 それでは、質疑がある方の挙手をお願いします。

4番 調査番号1番は、南国石油前で以前から資材置場ではないでしょうか。

事務局 現在の資材置場の東側の梨園が申請地です。

1番 調査番号1番は、反当りいくらですか。

事務局 10アールあたり840万円です。

議長 ほかに質問はありませんか。

議長 ないようですので、調査番号1番について申請どおり許可することについて意義のない方の挙手を求めます。

(全委員:挙手)

議長 調査番号2番について申請どおり許可することについて意義のない方の挙手を求めます。

(全委員:挙手)

以上によりまして申請どおり許可するものとしたします。

議長 議第11号案農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用集積計画についてを議題とします。

議長 事務局より内容説明をお願いします。

事務局 議第11号案農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用集積計画について(朗読)所有権移転が8件、利用権設定が33件です。所有権移転に関しましては農業公社買入3件、売渡5件です。

所有権移転関係を説明。

次に、利用権設定関係です。番号を読み上げますので適否の報告をお願いします。

(1～33番適格の報告あり)

議長 質問のある方はいらっしゃいませんか。

議長 それでは、農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用集積計画について異議のない方の挙手を求めます。

(全委員：挙手)

それでは、適格といたします。

議長 議第12号案非農地証明願いに対する認定についてを議題とします。

議長 事務局より内容説明をお願いします。

事務局 議第12号案非農地証明願いに対する認定について(朗読)

議長 調査番号3番から審議します。5番委員は、申請者のため退室をお願いします。

(5番委員退室)

議長 調査番号3番について、西地区より調査報告します。

7番 (調査番号3)3月9日午後1時から農業委員、最適化推進委員の5人で調査しました。写真をご覧ください。幅が1メートルあるなしで、途中には汚水用のパイプも入っております。隣との境界にもあたりブロックでも積まれると狭くなり耕作できるような農地ではないと全員一致で判断しました。

議長 それでは、質疑がある方の挙手をお願いします。

議長 それでは、質問もないようですので、調査番号3番について非農地として認定することに意義のない方の挙手を求めます。

(全委員：挙手)

それでは、非農地ということで認定します。

(5番委員入室)

議長 そのほかの案件について、西地区より調査報告します。

7番 (調査番号1、2)写真をご覧ください。現場は、中に入ってみることもできないような竹林となっていて全員一致で非農地と判断しました。

4番 (調査番号4～7)2月23日農業委員全員で現地に行って確認しております。意見としては非農地にはできない。昨日、推進委員にはその旨の説明をして、推進委員も非農地にはできないとういことでしたので、認めないという意見です。

議長 質問ありませんか。

事務局 理由を具体的にお願いします。

4番 意見としては、現在、一番広い農地は、イタリアンを耕作されております。4、5番は若干荒れ気味ではありますが、まだまだ手を加えれば耕作できるような農地ということで判断しました。

5番 近隣の隣接する田畑、田は昨年まで水稻を作られたりしている跡がありまして、水利も右下の方から埋設されていて、水源もあるというところで、耕作できないような状況ではないということを確認しております。

議 長 質門ありませんか。

西地区では1、2番は、非農地として認めるに値すると、4から7番については、非農地としては認めるわけにはいかないというようなことに判断されたようですが、西地区の意見に賛同される方は挙手をお願いします。

(全委員：挙手)

それでは、錦町農業委員会としては1、2、3は非農地、4から7番は非農地としては認めることはできないということで決定したいと思います。

議 長 続きまして、8番を木上地区より調査報告します。

2 番 3月7日、5人で調査しました。写真をご覧ください。現場は、法面も畑の面積に入っておりまして、所有者の方が整備されておりますが、切株があったり、耕作できるような状態ではない現状でした。半分は、竹、木が生えており、進入路は自宅裏からであり進入も機械が入る場所ではないところです。写真にのっておりませんが、グーグルマップで見ただけであれば森の中という感じになります。木上地区で協議した結果、非農地として判断しました。

議 長 質門ありませんか。

議 長 それでは、質問もないようですので、調査番号8番について非農地として認定することに意義のない方の挙手を求めます。

(全委員：挙手)

これから先、非農地証明願いは、増えてくると思います。耕作者が借りてくれず荒れてくるところが出てきて、鳥獣害の巣になると、認めれば荒れる、また、鳥獣害の巣になるということで、これから、いろいろな問題が出ると思いますが、この写真を見た時に、どういったところで判断するか、錦町の農業委員会の中に非農地認定の取扱要領がありますので、見直していかなければならないと思います。要領には、木が生えているところとなっておりますが、なかなか難しいと思います。

9 番 全体的な非農地のことで、お尋ねですが、私も3年して、非農地の証明は根拠がない、あまりはつきりしない。その部分があると思います。現地を見て判断することが妥当だと思います。ただ、先程の竹が生えたり道路の残地として残った農地については、認めて良いであろうと思います。ただ、今から先、大きい面積、何を目的にこういう非農地証明願いが出なのかを詳しく規定して、計画書、何に使うのかまで農業委員会としてタッチして行って、どうしても、非農地証明でないといけないのか、それを判断して、何の目的なのかを判断材料に入れた方が良いと思います。それと、2人以上の農業委員でとありますが、こういう場合は、全員で対処しなければいけませんので、そのことも、もっと詳しく入れて、事務局が困らないような方法を要領として取り入れておかないと、事務局も大変だと思います。大きい面積を非農地できませんと決定しましたが、事務局はたいへん困るのではないかと思います。申請者がどういう話で納得されるのか、納得されるような回答ができるよう

に全員で協議できるように期間をとって、大きい面積の場合は全員で協議した方がよいのではないかとこのように考えましたので、今後、これをどうにか生かしていただいで、農業委員も困らない、事務局も困らないようにして、申請者も納得されるような方法を考えていただければと思います。よろしくお願いします。

議長 今、意見がありましたが、確かに要領がまだまだ不備があるのではないかと感じております。申請で非農地証明願いが一番簡単であるため、まず、提出されると思います。非農地と認めるのは、耕作が可能であるのかということが一番基本となると思われますので、4から7については、耕作が可能ですのでそういうことになるのかと思います。時間がありませんでしたが、これから、非農地証明願が増えてくると思いますので、要領については、まとめていかなければならないと考えます。

議長 報告第3号農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約についてを議題とします。

議長 事務局より内容説明をお願いします。

事務局 報告第3号農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約について（朗読）

議長 報告第4号農地形状変更届についてを議題とします。

議長 事務局より内容説明をお願いします。

事務局 報告第4号農地形状変更届について（朗読）

議長 これは、一時転用ではないのですか。

事務局 地上げして、表土を戻すということです。

5番 9月からとなっていますので、今季果樹を収穫してから全面を抜根されるのではないのでしょうか。

議長 期間が、令和7年になっておりますが、形状変更の範囲に入るのかと感ずるのですが、単年度で形状の変更が完了するならわかりますが、令和7年であれば、誰もわからなくなるのではないかと思います。違法転用に結びつくような気がしますがいかがでしょうか。

9番 報告という形で、それで良いのかなと思います。やはり、非農地と同じく、要項を作って農業委員で確認した方がよいのではないかと思います。さっき言われたように前もって木は切った看板は先に立って、後から砂利を持ってきて埋める。農業委員会には後から出てくるという、そういう本人が先に業者と決めておいて後で、農業委員会にでてくる。農業委員会ができませんと言っても逆に困られる場合がでてくると思います。これだけ面積が大きい、そして砂利を埋めるということは、その隣接地はどうなるのかということ、農地の高さ1メートル以上差がでるがどうなるのか。どうでも良いと思って申請人がされるのか、隣近所の状況が解らないですよね。下に他人の土地があった場合に高さがあがった場合の水の流れ道はどうなるのか排水とかそういう部分の話が出てこない状況で、人吉市、相良村でも埋め土をしていますが、これは、考えた方がよいのではないかと思います。皆さんどう考え

られますか。国道沿いの農地は盛土して 20 センチ表土を入れて、果樹をされていた方が、畑作、何を作られるのか。後継者もいない方が先を見越してされている。農業委員は 3 年間ですので、その先は、違う人が代わってしまえば前のことは解らない。そういう状況にならないようにしておかなければならないと思います。今の人が責任をもって決めて、後の委員が安心できるようにしておかなければいけないと思います。いかがでしょうか。

議長 みなさん、いかがでしょうか。ご意見ありませんか。

4 番 人吉市も国道沿いに埋め立てされておまして、田が国道の高さになって、1 作はから芋を植えてありました。1 列、2 列植えてありました。形状変更で後の計画まで出すべきであろうと思います。ただ、形を変えるだけの届け出ではなくて、その後何を作るのか、農業経営の計画まで出すべきではないかと思います。そこまですなければ不動産業者の看板が先に立ったりとかするのも面白くないですね。そこまで形状変更の要項を作った方が良かったと思います。

議長 人吉市は、形状変更は審議しているのでしょうか。

事務局 法律的には、許可対象案件ではありませんので、許可案件ではないと思います。

9 番 形状変更の許可はないのですか。

事務局 ありません。

9 番 勝手に形状変更は良いのでしょうか。

事務局 勝手にではなく、変更届を提出いただいております。

9 番 届け出を提出するのは、法律で決まっているのですか。

事務局 農地法にはありません。

9 番 形状変更を許可するには、規定をつくっておいて、後に遺恨を残さないようにしないと。事務局に報告して、事務局も委員に報告します。どうぞ許可の手を挙げてくださいということでは、いけないと思います。やはり、責任を持たないと、さっき言われたように、特別職の公務員という身分であれば、ある程度は責任をもって、許可を出すような方向をしておかないと、目に見て先が解っているようなものに、隣近所のことは考えなくても良いですよということでは、いけないのではないかと思います。令和 3 年に指導要領（案）について、とうとう審議していません。他所にないからしないではなくて、今、球磨川の河川砂利を活用する方法を皆さん探っておられます。広報にも載っておりました。ただ、許可をとってくださいと書いてあります。それが、この許可だと思います。でも、これは報告ですね。近隣から問題が出た場合は、農業委員会が責任をかぶらないといけなくなると思います。何かを決めておいてやらないと、ここ何年間のうちには、球磨川の砂利は、ものすごく錦町の埋め土になってくるのではないかと思います。農地をつぶさないためには、規定を決めておいて、農業委員会が許可する方向でやっていかないと本当ではないのではないかと思います。

- 議 長 これは、今の事務局になってから、総会で報告されるようになりました。それまでは、報告もありませんでした。報告されるようになりましたが、現状が大規模になって、過去の形状変更の規模ではなくなってきたものですから、県と相談して、形状変更申請の内容について、検討したいと思いますが、よろしいでしょうか。
- 9 番 球磨郡だけではなくて、熊本県の農業委員会の事務局に尋ねてどこかにあると思いますので、熊本県にゼロというのではないと思います。人吉市にはありますが、4番が言われるような状態ですので、農地に復旧して作っていただくように、どこかにあると思いますので、皆さんに教えていただければ良いのではないかと思います。
- 事務局 周りの農地の所有者からは、承諾書が提出されております。ところによっては、リニアモーターカーのトンネルの土砂を埋めるのに一時転用申請をさせている県もあります。熊本県は、一時転用申請の対象とはしておりません。熊本市の白川が氾濫して災害があった経緯がありましたので、熊本市の農業委員会に聞いたのですが、熊本市には形状変更届はないという回答でした。熊本市は一番事例があると思って問い合わせたのですがなかったという状況でした。
- 議 長 他県では、形状変更も盛土が廃棄物だったという問題もありましたので、県と協議して考えたいと思います。
- 事務局 3000 m²以上になると土壤汚染の法律の関係で保健所への届け出が必要です。下の土を扱うと3000 m²以上は届出が必要だということです。この案件は、保健所にも届け出をしていただいております。届出をされるように伝えております。
- 4 番 3000 m²以上の届出は、決まっているのでしょうか。所有地に、お墓を建てる場合も保健所の許可が必要です。
- 事務局 土壤汚染防止法では、3000 m²以上になっております。
- 議 長 農地形状変更届出については、事務局で協議をして皆さんに提示したいと思います。
- 事務局 次に協議です。錦町農作業労働賃金協定について、記載しております。先月確認をいただきまして、修正しておりますのでご確認をお願いします。3月発行します農業委員会だよりに載せたいと思いますので、よろしくをお願いします。
- 議 長 農地中間管理機構の特例事業による農用地の売買申し出についてを議題とします。
- 議 長 事務局より内容説明をお願いします。
- 事務局 農地中間管理機構の特例事業による農用地の売買申し出について（説明）あっせん委員の担当割をお願いします。
- 議 長 物件番号1番は、木上地区ですので、川村委員、山崎委員をお願いします。
物件番号2番は、3番、山崎委員をお願いします。
物件番号3番、4番は、山崎委員と2番で担当します。
- 8 番 物件番号5番は、なかなか買い手がいらっしやらないために、新たな委員で決めていただければと思います。
- 議 長 4月の協議に再度提出するということでしたしたいと思います。

左会議の顛末に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和4年3月10日

農業委員会会長

1 番 農 業 委 員

7 番 農 業 委 員
